

## 表查調議爭作小

No.

(昭和十年一月分)

法人協調會福岡出張所

備考  
結果  
地主高山重徳、分  
回九畝三斗歩付口一石五斗三升  
一昭和八年度滞納十作科一石五斗三升、廿昭和十一年、十二年度分十作科三分割  
毎年一月未日迄納入す。  
一昭和九年度滞納十作科は三割五分減額一俵(三斗四升)十円五十銭に換算し本  
月未日迄に納入す。  
田三畝二斗一升  
一昭和七八九年度滞納十作科大斗三升を三斗四升に減額し一俵(三斗四升)金十円五十五銭に換算し本  
月未日迄に納入す。  
地主坂本千代吉、分  
田一反九畝十歩三石八斗九升  
一昭和七八九年度分滞納十作科は昭和十一年度十作科と共に毎年一月未日迄に  
納入す。  
一昭和九年度分滞納十作科は三割五分減額一俵(三斗四升)金十円五十五銭に換算し本  
月未日迄に納入す。